

犬山市議会第7号議案

犬山市附属機関設置条例の一部改正について

犬山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、犬山市いじめ問題再調査委員会及び犬山市いじめ問題専門委員会を設置するため必要があるからである。

犬山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

犬山市 特別職 報酬等 審議会	市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する。	10 人 以 内	任命又は委嘱の日から当該諮問に係る答申の日まで（以下「審議期間」という。）
--------------------------	---	-------------------	---------------------------------------

」

を

「

犬山市 特別職 報酬等 審議会	市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する。	10 人 以 内	任命又は委嘱の日から当該諮問に係る答申の日まで（以下「審議期間」という。）
犬山市 いじめ 問題再 調査委 員会	市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果について調査する。	5人 以 内	審議期間

」

に改める。

別表第2中

「

犬山市 いじめ 問題対 策連絡 協議会	教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。	15 人以 内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
---------------------------------	---	---------------	-----------------------

」

を

「

犬山市 いじめ 問題対 策連絡 協議会	教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。	15 人以 内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
犬山市 いじめ 問題専 門委員 会	教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするため調査する。	5人 以内	審議期間

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

特別職報酬等審議会 委員	日額 7,200円
--------------	-----------

を

「

特別職報酬等審議会 委員	日額 7,200円
いじめ問題再調査委員会 委員 調査等の特に専門性を必要とする業務 その他の業務	1時間当たり22,000円以内で市長が定める額 日額 7,200円

に、

「

いじめ問題対策連絡協議会 委員	日額 7,200円
-----------------	-----------

を

「

いじめ問題対策連絡協議会 委員	日額 7,200円
いじめ問題専門委員会 委員 調査等の特に専門性を必要とする業務 その他の業務	1時間当たり22,000円以内で市長が定める額 日額 7,200円

に改める。

○犬山市附属機関設置条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）				旧（改正前）			
別表第1（第2条関係） 市長の附属機関				別表第1（第2条関係） 市長の附属機関			
名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する。	10人以内	任命又は委嘱の日から当該諮問に係る答申の日まで（以下「審議期間」という。）	犬山市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する。	10人以内	任命又は委嘱の日から当該諮問に係る答申の日まで（以下「審議期間」という。）
犬山市いじめ問題再調査委員会	市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果について調査する。	5人以内	審議期間				
略	略	略	略	略	略	略	略
別表第2（第2条関係） 教育委員会の附属機関				別表第2（第2条関係） 教育委員会の附属機関			
名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
略	略	略	略	略	略	略	略
犬山市いじめ問題対策連絡協議会	教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。	15人以内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで	犬山市いじめ問題対策連絡協議会	教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。	15人以内	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで

